

分野横断権利情報データベースに関する研究会
報告書

令和4年12月20日

はじめに

文化審議会では、中間まとめ「DX時代に対応した『簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育』について」（令和3年12月 文化審議会著作権分科会。以下「中間まとめ」という。）において、分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の仕組み（以下「新制度」という）の実現に向けて、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行う方向性を提言した。

中間まとめでは、利用者の著作権者等探索のコストを軽減するとともに、クリエイターにとっても利用機会の拡大等に資することを目指して、分野横断権利情報データベースを構築することとされた。また、これは、著作権等管理団体の適正な分配や管理運営コストの低減につながる可能性、著作物等の保護にも寄与することにもつながるとされている。この実現のために、次のような点について検討が必要とされた。

- 分散管理型のデータベースの構築
- 分野ごとの権利情報データベースの充実
- UGC等の新たな分野での権利情報データベースの構築
- 支援の在り方等

これらを踏まえ、本研究会では、分野横断権利情報データベースの構築に向けて、著作権の権利処理や隣接する領域における過去・現在の権利情報の集約化に向けた取組を踏まえつつ、技術的な点も含めて、今後の在り方について検討を行った。

I 権利情報の集約化に向けた検討の経緯と今回の契機

権利情報の集約化に向けた先行的な取組としては、1993年の著作権審議会マルチメディア小委員会の提言を受けて、それぞれの分野の著作権等管理事業者が個々に管理している権利情報のデータベースを横断的に検索することにより、利用者の必要とする権利情報を一元的に提供するシステム（J-CIS）構想の研究が文化庁と関係する権利者団体（デジタル時代の著作権協議会（CCD））等との共同により開始された。

その後、文化庁による研究開発事業においてモデル総合検索システムが構築されるなどの成果を見たものの、当時データベースを持たない著作権等管理事業者も多く、J-CIS構想の実現には至らなかった。また、CCDによって提案された共通ID体系であるCCD-IDについても、コンテンツ流通に関わる当事者によって主体的に幅広く展開されるまでには至らなかった。

一方、音楽分野では、J-CIS構想を受けて、ミュージック・ジェイシス協議会が音楽情報の総合ポータルサイト「Music Forest」を1999年に開設した。2021年には、一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（略称：MINC）が設立され、インディーズ・レーベルの商品及び権利情報、無所属の創作者の権利情報なども相当に集約して提供する「音楽権利情報検索ナビ」が公開された。

また、出版分野では、主として出版物の流通改善のために書誌情報等が整理されたデータベースが構築されていたが、2014年に権利情報（著作権）を追加した出版情報を整備するために出版情報登録センター（JPRO）が整備され、徐々に出版物単位の情報集約が進んでいる。

そのほか、著作権等管理事業者が管理委託契約を結んだ著作権等の管理のためにデータベースを保有している。最近では授業目的公衆送信補償金の分配業務での活用を視野に権利者団体が新たに会員情報等を整理したデータベースを構築しようとする動きなども見られるが、分野によっては表計算ソフトや書類により情報が管理されているなど、その態様は様々である。

こうした中、令和5年通常国会において著作権法改正を目指している簡素で一元的な権利処理方策の実現に向けて、集中管理の有無や、著作権者又は著作権者との調整役となる者等の権利情報を迅速に見つけることができるようにする上で、データベースの構築は有効な手段となり得ることから、こ

れまででない意義が付加され、その構築・整備が求められている。

また、今後、利用者の著作権者等探索のコストの軽減等のために、まずは、分野ごとに権利情報の集約を充実していくことが必須であるが、分野を横断して権利情報を検索することができる仕組みの構築を進めることがきっかけとなり、それぞれの分野で権利情報の集約に関する機運が高まることも期待される。

II 分野横断権利情報データベースに期待されること

今回の構想の目的は、中間まとめに示されたように、著作物の利用者にとっては著作権者等を探索するコストを軽減し、著作権者等にとっては著作物の利用機会の拡大等に資することであり、これにより二次利用も含めて著作物の利用の円滑化が図られ、クリエイターが適切に対価を得る機会の増加につなげていくことにある。

これらの目標を達成するための「手段」としてデータベースの有用性を検討するに当たり、期待されることの第一は、利用者が権利者に著作物の利用許諾を得ようとする際に権利者に関する情報を探す作業を効率化することにある。

また、利用したい著作物の権利情報がデータベースで見つからず、別の手段を用いて著作権者等の探索を行っても情報が得られないときなどに、一定条件の下で「簡素で一元的な権利処理方策」の新制度につなげることで利用を可能とする道筋を構築することとしているが、この点について、順次データベースを充実していくことで、新制度や著作権者不明等の場合の裁定制度を通じた利用のプロセスの短縮も期待できる。

III 分野横断権利情報データベースの在り方

(1) 分野ごとのデータベースの役割

分野ごとに権利情報を集約したデータベースは、主に円滑な権利処理を目的として、その他それぞれの分野の特性、ニーズに応じて、各著作権等管理事業者等の努力により発展してきている。

一方で、正確に権利情報を収集、整理するには情報の更新等に相応のコストに係ることも事実である。このため、それに見合うだけのメリットがあつて初めてデータベースが構築され、発展するものである。

また、分野ごとのデータベースは、例えば、著作権等管理事業者が有するデータベースであれば個々の権利者の個人情報等を有することも比較的容易であり、実際の権利処理、対価還元までつなげることができるという点が優れている。

(2) 分野横断権利情報データベースの在り方

一般の利用者が、社会全体にどのような権利情報データベースが存在しているかを把握し、権利処理に当たってそれぞれの特性を理解して使いこなすことは難しい。また、利用しようとする著作物に複数の権利が存在するような場合、それぞれの権利についてそれぞれのデータベースにおいて探索を行うことも、ある程度の知識や経験がないと難しい。

分野ごとのデータベースの在り方と上述の事情を踏まえると、分野横断権利情報データベースの在り方としては、分野ごとのデータベースを前提として、それらと連携することにより情報検索が可能となるもの（メタ検索を行う「分野横断権利情報検索システム」のようなもの。以下「権利情報検索システム」という。）を志向することが適当である。

このような方式とすると、権利情報検索システム側は分野ごとのデータベースと重複してデータベースを構築する費用が発生することを防ぐことができるとともに、分野ごとのデータベースの充実をそのまま権利情報検索システムの拡張へとつなげやすい。

IV 権利情報検索システムと連携が考えられるデータベース

権利情報検索システムが連携すべきデータベースは以下のとおり整理される。

① 分野ごとで集約されたデータベース

音楽権利情報検索ナビや出版情報登録センターのデータベースは、既に音楽、出版の情報が相当程度に集約されており、このような分野ごと

の集約化されたデータベースは基盤となる連携先となる。

② 著作権等管理事業者のデータベース

著作権等管理事業者が有するデータベースは、その有する権利情報についての信頼性が高く、有力な連携先となる。

③ コンテンツ配信プラットフォーム等のデータベース

多くのネットクリエイターが活躍する時代において、クリエイターがコンテンツを投稿し、それらのクリエイターやコンテンツの情報が相当に蓄積されているコンテンツ配信プラットフォームや投稿サイト等有する情報は、著作権等管理事業者の管理に係らないいわゆるノンメンバーに関する情報を大量に集約できるという点において積極的に検討すべき連携先となる。

コンテンツ配信プラットフォーム等を運営する事業者の方針は様々であるため、まずは連携に前向きと考えられる事業者との連携を検討・調整しつつ、その他の多くのユーザーが利用するプラットフォーム運営事業者との連携についても併せて検討を進める必要がある。

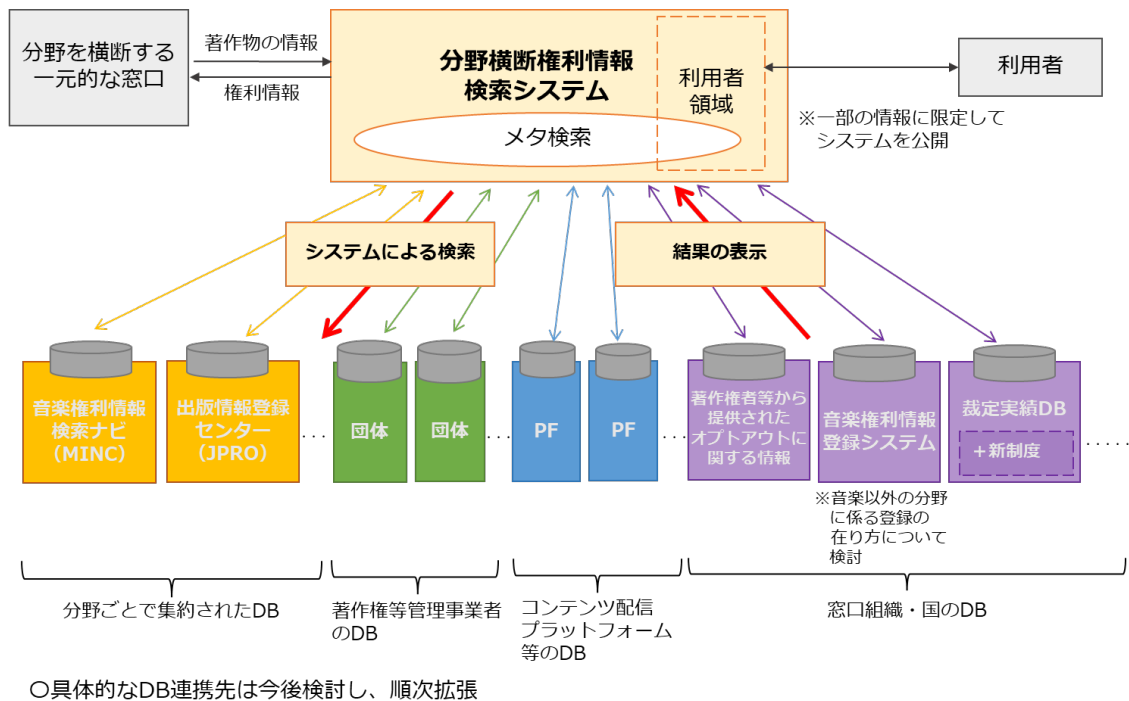
④ 窓口組織・国のデータベース

現在文化庁で検討されている簡素で一元的な権利処理方策における、いわゆるオプトアウトの仕組みに関連し、著作権者等から提供されたオプトアウトに関する情報については窓口組織において整理し、権利情報検索システムと連携することが適当である。

上記に含まれない個人クリエイターに関する権利情報を集約するため、令和3年著作権法改正（レコード・レコード実演の放送同時配信等に係る権利処理円滑化）への対応として構築された音楽権利情報登録システムを活用し、文化庁において音楽以外の分野に係る登録の在り方について検討した上で、権利情報検索システムと連携することが適当である。

権利者不明等の場合の裁定制度や新制度により活用可能となる著作物に係る情報を明らかにするため、文化庁が運用する著作権者不明等の場合の裁定実績オンライン検索データベースについて、新制度による実績も含めた上で、権利情報検索システムと連携することが適当である。

参考 | 分野横断権利情報検索システムのイメージ



V 窓口組織の利用者と探索情報のイメージ

(1) 窓口組織の利用者のイメージ

窓口組織の利用者としては、他人の著作物を利用したいが、権利者が分からない以下の個人・事業者を想定し、それぞれ以下の場合における利用が想定される。

① 継続して反復的に権利処理を行っている事業者

- 公開された範囲での権利情報検索システムを活用した検索その他通常の著作権者等探索で権利情報が見つからない場合（新制度等による権利処理を希望している場合）

② 権利処理の経験が少ない個人・事業者

- 検索エンジンを利用した検索など一般的な方法で権利情報が分からない場合（新制度等による権利処理の活用が考えられる場合）

- ・ 新制度による権利処理の手续やその際に権利処理が必要な法定利用行為が分からない場合

※窓口組織における具体的な役割については、権利情報検索システムを構築する上で重要な課題であるが、簡素で一元的な権利処理方策の制度化の状況を踏まえつつ、別途検討することが必要。

(2) 探索する情報のイメージ

利用者からの依頼を受けて、窓口組織として権利情報検索システム等を活用して探索する情報のイメージとしては以下のとおりである。

- ・ 利用したい著作物が集中管理されているか、集中管理している著作権等管理事業者とその連絡先
- ・ 集中管理されていない場合、権利者自身が利用許諾に対する窓口を設けているか
- ・ その他、著作物の権利者に関する連絡先や著作物の利用の条件が公表されているか

参考 | 著作権者等探索のユースケースの例

個人がユーザー投稿型プラットフォームに特定の曲にあわせてキャラクターが踊っている動画をアップロードする場合

➤ 権利処理すべき項目

著作権 ▶ 曲・歌詞に関する権利、振り付けに関する権利、キャラクターの権利（複製権、公衆送信権、翻案権）
著作隣接権 ▶ レコードに関する権利、実演に関する権利（録音権・送信可能化権）

➤ 検索のために利用する情報の例

- 曲・歌詞に関する権利、振り付けに関する権利
→ 楽曲名、作曲者名、作詞者名、振付師名、CD作品名
- キャラクターの権利
→ キャラクター名、アニメ作品名
- レコードに関する権利
→ 楽曲名、CD作品名
- 実演に関する権利
→ 楽曲名、アーティスト名

ニュース配信事業者が写真を記事中で配信する場合

➤ 権利処理すべき項目

著作権 ▶ 写真の権利（複製権・公衆送信権）

➤ 検索のために利用する情報の例

- 写真の権利
→ 写真家名、写真の作品名、掲載媒体

舞台興行の主催者による過去の舞台作品に関する映像のアーカイブ・配信に関する権利処理の場合

➤ 権利処理すべき項目

著作権 ▶ 脚本の権利、舞台美術の権利、音楽（曲・歌詞）の権利、振付の権利、映像自体の権利（複製権・公衆送信権）
著作隣接権 ▶ 舞台作品に出演する実演家の権利、レコードに関する権利、曲に関する実演家の権利（録音・録画権、送信可能化権）

➤ 検索のために利用する情報の例

- 脚本の権利
→ 作品名、脚本家名
- 舞台美術（大道具、照明、衣装等）
→ 作品名、著作者名
- 曲・歌詞に関する権利、振り付けに関する権利
→ 楽曲名、作曲者名、作詞者名、CD作品名、振付師名
- 映像自体の権利
→ 映像制作会社名
- 舞台作品に出演する実演家の権利
→ 作品名、演出家名、実演家名
- レコードに関する権利
→ 楽曲名、CD作品名
- 曲に関する実演家の権利
→ 楽曲名、アーティスト名

VI 窓口組織の活用フロー

前項の利用者が窓口組織を活用する場合のフローとしては以下の手順が想定される。

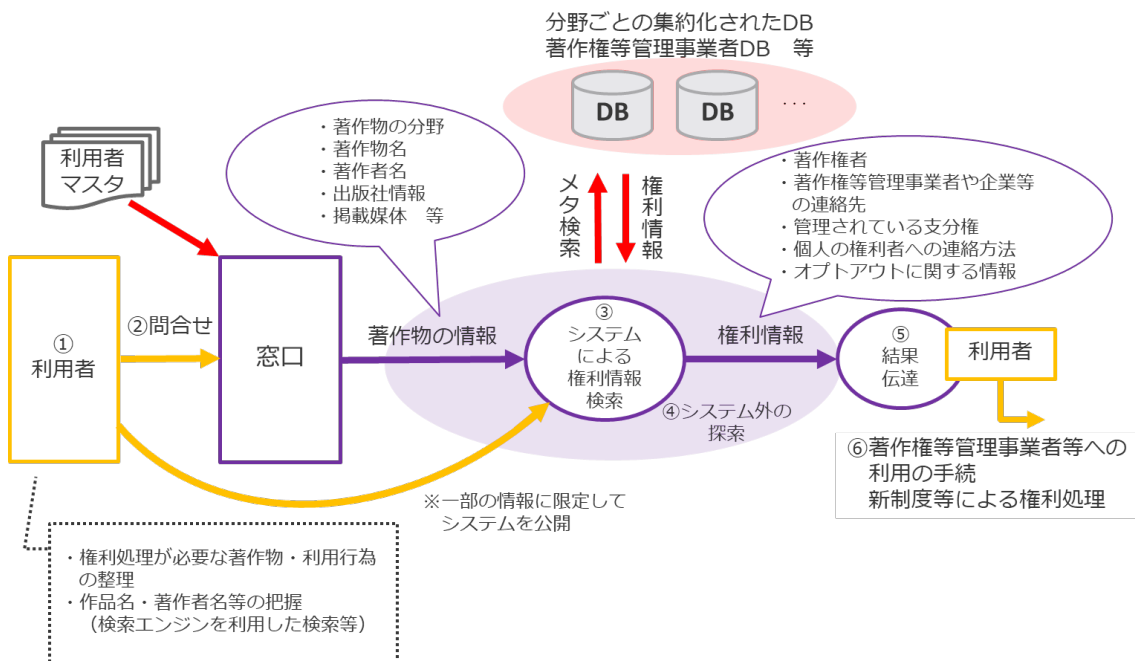
- ① 問合せ前（利用者の行為）
 - ・ 権利処理が必要な著作物及び法定利用行為を整理
 - ・ 利用したい著作物の作品名・著作者名等の把握（検索エンジンを利用した検索等）
- ② 問合せ（利用者の行為）
 - ・ 必要な権利処理等について窓口組織に問合せ（例：Web上の問合せフォーム等の活用）
- ③ 権利情報検索システムによる権利情報の検索（窓口組織の行為）
 - ・ 著作物の情報をもとに、権利情報検索システムで権利情報を検索（例：著作物の分野/著作物名/著作者名/出版社情報/掲載媒体）
 - ・ 権利情報検索システムで上記の著作物の情報をもとに次の権利情報が表示（例：著作権者/著作権等管理事業者や企業等の連絡先/管理されている支分権/個人の権利者への連絡方法(システム上の連絡手段も要検討)/オプトアウトに関する情報）
- ④ 権利情報検索システム外の探索（窓口組織の行為）
 - ・ 権利情報検索システムで権利情報が見つからなかった場合、インターネット等を活用した著作権者等の探索を行う
- ⑤ 検索等の結果の伝達（窓口組織の行為）
 - ・ 利用者に検索等の結果を伝達（基本的に情報は開示できる範囲に限定されるものの、権利処理に必要な場合には著作権者等に取り次いだ上での開示について要検討）
 - ・ 必要な権利情報が得られなかった場合等には、利用者に新制度等を案内

する

⑥ 権利処理（利用者の行為）

- ・ 窓口組織による検索等で権利処理に必要な権利情報が判明した場合は、直接著作権等管理事業者又は権利者等に利用の手続を行う
- ・ 窓口組織による検索等で権利処理に必要な権利情報が判明しなかった場合は、窓口組織に対して新制度の利用申請を行う

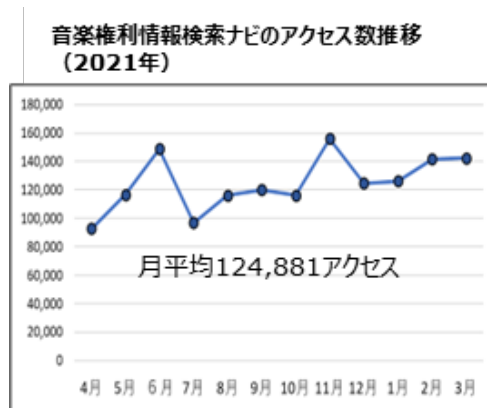
参考 | 窓口組織の活用フローイメージ



参考 | 権利処理のニーズに係る定量的把握

利用者が著作物の利用許諾を得ようとする際に権利情報を探索するニーズに関しては、音楽分野に関するものとして音楽権利情報検索ナビの利用状況が参考になる。

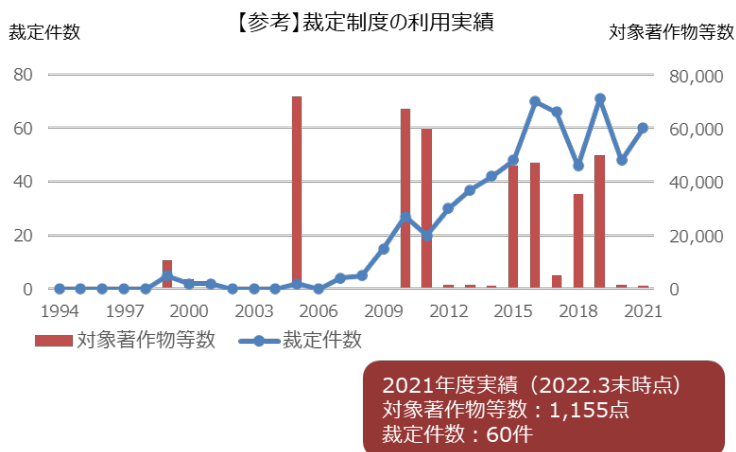
音楽権利情報検索ナビは、主に放送事業者が利用しようとする音楽に関する権利情報を確認するために活用されており、2021年4月の公開以来、月平均10万件を超えるアクセスがある。



出典：一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会 (MINC)2021年度事業報告書

なお、音楽分野に係る主な著作権等管理事業者は、それぞれ管理する楽曲を検索できるデータベースを公開していることから、音楽権利情報検索ナビとは別に、それらを活用して権利情報の探索を行う者も存在することを踏まえる必要がある。

また、探索をしても利用したい著作物の権利情報が得られないときに、窓口組織を活用して権利処理を行おうとするニーズに近似するものとしては、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用がある。



裁定制度の利用実績としては、継続的な制度の見直しもあり、近年増加傾向にある。対象著作物等数はアーカイブ目的での利用がある年度には大変多くなっている。新制度の創設に伴い、こうしたニーズがさらに増加することも想定される。

Ⅶ 権利情報検索システムによる検索に係るデータ項目例

権利情報検索システムによる検索に用いられる著作物の情報、検索により表示される権利者に関する情報の例としては、それぞれ以下のとおり整理される。

(1) 著作物の情報

【共通項目】

- 著作物の分野/著作物名/著作者名
 - ※ 著作権等管理事業者によっては、著作物名を把握していない場合があり、留意が必要。
 - ※ 著作物の種類によっては、流通物（書籍等）が単位のデータもある。

【分野に特有の項目の例】

- 書籍・出版 ▶ ISBN、出版社情報
- 音楽著作権・レコード ▶ ISRC、ISWC、著作権等管理事業者の作品コード、レコード製作者、実演家（アーティスト）名
- 実演 ▶ 実演家名、所属事務所、アーティストコード
- 美術・写真 ▶ 掲載媒体、所蔵先

(2) 権利者に関する情報

- 著作権者
- 著作権等管理事業者や企業等の連絡先/個人の権利者への連絡方法
 - ※ 著作物の分野により、許諾の窓口が必ずしも著作権者ではなく（出版物等）、権利者の情報の公表が困難な場合には連絡窓口）
- 管理されている支分権
- 著作物の利用許諾に関する方法
- 新制度からのオプトアウトに関する情報
- 過去に著作権者不明等の場合の裁定や新制度により権利処理が行われた実績

(3) コード・ID

権利情報検索システムによる検索に係る項目の中でコード・IDは大量の

データの正確な識別のために有用であり、以下のように取扱いを検討すべきである。

- 権利情報検索システムにおいては各分野で通用している既存のコード・IDを積極的に活用する
- 相当するものがない又は不十分な分野については、文化庁はコード・IDの充実に向けた取組を促進する
- 著作権者等から提供されたオプトアウトに関する情報など窓口組織・国が独自に整備する情報については、窓口組織・国が適切なコード・IDを検討する
- 既存データベースのコード・IDとの連携方法や具体的なコード・ID付与の手法については、文化庁において引き続き検討する

VIII 権利情報検索システムの公開範囲

権利情報検索システムは、窓口組織の担当者が利用者からの問合せに対応して利用し、利用者に対する権利情報の伝達や新制度等による権利処理のプロセスにおける権利情報の探索に活用する。

利用者が権利情報検索システムを用いて直接権利情報を検索できるようにすることについては、個人情報や営業上の秘密に係る情報など連携するデータベースにおいて一般向けに表示できない内容が含まれることがあることから、この場合は一部の情報に限定して権利情報検索システムを公開することが適当である。

一方で、公開することが可能な情報はその後の権利処理に向けて十分なものであることが求められる。この点に関しては、権利情報検索システムの運用主体と文化庁が協力して連携先のデータベースの保有者と協議を進めるべきである。

IX 持続的な権利情報検索システムの運用と今後の進め方

(1) 権利情報検索システムの運用主体と運営基盤の確立

権利情報検索システムを持続的に運用するためには、継続的な改修や必

要なセキュリティの確保等のための運用主体と安定的な運営基盤の確立が不可欠である。簡素で一元的な権利処理方策に係る窓口組織の在り方等を踏まえつつ、権利情報検索システムの運用主体を確立するとともに、運用に関する費用を継続的に確保できるような仕組みを構築する必要がある。

権利情報検索システムの構築・運用に関する費用に関しては、窓口組織に支払われる利用者からの手数料収入、公的な支援、著作権法に基づく補償金制度の共通目的事業の活用等が考えられる。なお、共通目的事業の活用に関しては、著作権法において著作権等の保護に関する事業、著作物の創作の振興・普及に資する事業に支出するとされていることとの関係に留意する必要がある。

(2) 分野ごとのデータベースの充実

前述のとおり、分野を横断して権利情報を検索することができる仕組みの構築は、分野ごとのデータベースの充実が前提である。分野ごとのデータベースの構築については、授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業を活用し、権利者団体等が新たに取り組もうとする動きも見られる。文化庁においても、権利情報検索システムの具体化を図る中で、分野ごとのデータベースの構築に資する標準を示したり、先行する取組事例等の情報をもとに権利者団体等と協議を進めたりするなど、取組を牽引していくことが求められる。

(3) 連携するデータベースを保有する団体等との協力

権利情報検索システムの持続的な運営に当たっては、連携するそれぞれのデータベースを保有する団体、著作権等管理事業者等や権利者・利用者等の関係者の理解と協力が不可欠である。そのため、具体的な協力の在り方について権利情報検索システムの運用主体、それぞれのデータベースを保有する団体及び文化庁が協力して検討を行うとともに、関係者が積極的に参画できるよう、権利情報検索システムの活用による著作物利用の活性化とビジネスの拡大方策など、権利情報検索システムの整備・利用に関するインセンティブがより大きくなるような仕組みについて、文化庁と窓口組織となる団体が協力して検討を行う必要がある。

(4) 今後の進め方

具体的な権利情報検索システムの在り方については、以上に示した持続

的なデータベースの運用の在り方や簡素で一元的な権利処理方策の制度化の状況を踏まえつつ、窓口組織において行う業務の手順をより具体化した上で検討する必要がある。このため、分野ごとのデータベースを保有する団体の参画を得ながら、各データベースの詳細を確認するとともに、これからデータベースを整備しようとする団体等に対しては検討状況を開示しながら、文化庁において検討を進める必要がある。

参考：経済産業省「令和3年度コンテンツ海外展開促進事業(著作物等の簡素で一元的な権利処理の実現化に関する調査事業)」報告

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/downloadfiles/report/copyrightreport2022.pdf

その際、権利情報検索システムは、基本的にテキストベースのメタデータを取り扱うことを想定しており、コンテンツそのものに係る情報との接続については、それらの情報を含む権利情報検索システム（ジャパンサーチ等）との連携を模索することも有用である。

また、権利情報検索システムを速やかに実用化できるよう、当面の取組として、既にデータベースが整備されている分野から実証的に異なる分野のデータベースに連携する取組を進め、権利情報検索システムの拡張を図りながら最終的にはニーズのある全ての分野の連携を目指すことが適当である。

権利情報検索システムの運用後の改善については、各データベースとの連携状況、権利情報検索システムの利用状況等を踏まえつつ、文化庁において継続的にレビューし、必要な対応を図っていく必要があり、そのためには、権利情報検索システムを構築する段階からあらかじめ必要な改善サイクルの仕組みを構築しておく必要がある。

分野横断権利情報検索システム構築に係る工程表

令和4年	<ul style="list-style-type: none">● 分野横断権利情報データベースに関する研究会
令和5年	<ul style="list-style-type: none">● データベースを保有する各団体との調整● 既存データベースの調査研究、技術的な仕様の検討● 部分的な実証研究
令和6年以降	<ul style="list-style-type: none">● 分野横断権利情報検索システムの要件定義● データベースを保有する各団体との連携（データ連携、データベースの充実等）● 分野横断権利情報検索システム構築・テスト
新制度の施行	<ul style="list-style-type: none">● 分野横断権利情報検索システムの運用開始● 運用後の情報の充実
中長期を見据えた将来的な方策	<ul style="list-style-type: none">● IT技術、デジタル化の進展に対応した仕組み● 情報そのものを価値化できるような仕組み● システム上で権利処理を行うことのできる仕組み

参考資料

分野横断権利情報データベースに関する研究会

背景・目的

- 文化審議会において、「簡素で一元的な権利処理方策」の実現のため、分野横断権利情報データベースを構築し、それを活用して著作物の種類や分野を横断した一元的な窓口が著作権者等の探索を行うといった方向性が示されている。
- 本研究会では、分野横断権利情報データベースの構築に向けて、著作物の分野毎の関連団体における取組の現状をヒアリングするなど、実現可能性や技術面の課題を踏まえつつ、検討を行う。

主な検討事項

- 分野横断権利情報データベースのあり方
- データベースの利用ニーズや目的
- データベースに必要な情報、フォーマットの標準化
- IDやコードによる紐付け
- 関連団体等のデータベースとの連携方策 等

構成員

- | | |
|---------|---|
| 奥邨 弘司 | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 |
| 北浦 康司 | 公益社団法人著作権情報センター
事務局長（専務理事） |
| ◎ 喜連川 優 | 国立情報学研究所所長
東京大学特別教授 |
| 河野 康子 | 一般財団法人日本消費者協会理事 |
| ○ 末吉 亘 | 弁護士 |
| 土肥 一史 | 授業目的公衆送信補償金等管理協会
理事長（代表理事） |
| 畑 陽一郎 | 一般社団法人日本レコード協会
常務理事・事務局長 |
| 福井 健策 | 弁護士 |
| 洪 性新 | 一般社団法人日本出版インフラセンター
出版情報登録センター知的財産部会部
会長 |

◎ 座長 / ○ 副座長

研究会検討経過

令和4年6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回分野横断権利情報データベースに関する研究会 <ul style="list-style-type: none"> 分野横断権利情報データベースに関する基本的な事項について検討（研究会の進め方、分野横断権利情報データベースのフロー及び論点） 畑委員より、権利情報データベースに関する音楽業界の取組について発表 北浦委員より、著作権情報センター（CRIC）の取組（相談窓口や裁定制度の広告）について発表 土肥委員より、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の取組について発表
令和4年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回分野横断権利情報データベースに関する研究会 <ul style="list-style-type: none"> 洪委員より、出版情報データベースに係る現況について発表 分野横断権利情報データベースに関する研究会のアウトプットの方向性について検討 分野横断権利情報データベース構築の検討の流れ、データベースの射程、利用ニーズや目的、窓口において実施すべき対応、データベースに必要な情報について検討
令和4年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回分野横断権利情報データベースに関する研究会 <ul style="list-style-type: none"> データ連携方策/コード・IDの活用について、畑委員より音楽権利情報検索ナビについて、洪委員より出版情報登録センターのデータベース（JPRO）について、それぞれのデータベースにおけるIDの利活用の状況について説明。北浦委員より、「デジタル時代の著作権協議会」（CCD）による過去の検討について説明。 アーティストコモンズの三浦理事長に出席いただき、アーティストコモンズの取組（APIを通じた連携方策や人を単位としたIDの付番、分野を横断した活用方法等）について発表 令和5年度概算要求「分野横断権利情報集約化促進事業」について事務局より報告 研究会の報告書案の検討
令和4年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回分野横断権利情報データベースに関する研究会 <ul style="list-style-type: none"> 研究会の報告書案のとりまとめ

※ その他、音楽業界において商品情報・権利情報をデータ化している企業へのヒアリング、UGCクリエイターへのヒアリング、UGC/ネットクリエイター等のプラットフォームを提供している企業関係者へのヒアリング、UGC/個人クリエイター等の権利処理に対応している企業関係者へのヒアリングなど、幅広い関係者から意見を聞き、研究会へ報告し議論を深めた。

権利情報集約化に関する今までの取組

J-CIS構想

- 【1993（平成5）年11月】著作権審議会マルチメディア小委員会「第一次報告書－マルチメディア・ソフトの素材として利用される著作物に係る権利処理を中心として－」報告書

我が国における権利処理円滑化に関する先行的な取組として、J-CIS（Japan Copyright Information Service(著作権権利情報集中システム)）構想の実現に向けた取組を挙げることができる。

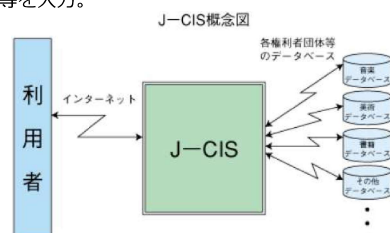
J-CIS 構想とは、著作権審議会マルチメディア小委員会が、1993（平成5）年11月に公表した「第一次報告書－マルチメディア・ソフトの素材として利用される著作物に係る権利処理を中心として－」において提言したものである。デジタル化やネットワーク技術の急速な進展に伴い、だれでも多様かつ大量の著作物を様々な形態で利用できるようになった一方で、どのような著作物があるのか、その著作物の権利者は誰かなどを調べて、著作権の権利処理をすることは多大な労力を要した。

このことから、円滑かつ簡便な権利処理のため、各分野の管理事業者が個々に管理している著作権の権利情報（題号、著作者名、権利者名、権利処理のための連絡先等）のデータベースを横断的に検索することにより、利用者の必要とする権利情報を一元的に提供するシステム（J-CIS）を提供するというものであった。

● J-CISの仕組み

J-CISは、利用者が以下のような手順により、必要な著作権権利情報を得ることが可能な仕組みを目指した。

- 利用者がインターネットにより、J-CIS にアクセスし、作品タイトル、著作者名等を入力。
- J-CIS が各権利者団体等のデータベースに検索を指示。
- 検索の結果、該当した作品についてJ-CIS が一覧表に編集し、利用者に表示
- 利用者は一覧表の中から調べたい作品を指定。
- 指定された作品の権利処理のための連絡先等の情報を表示。



出所：平成27年度文化庁「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究」報告書を基に編集

J-CIS構想に係る取組

- 【1995（平成7）年～】「マルチメディア問題に関する著作権連絡協議会(CCM)」及び「マルチメディア製作者連絡協議会(CMP)」と文化庁と共同で研究
J-CIS構想に関する研究は、1995（平成7）年より、権利者団体からなる「マルチメディア問題に関する著作権連絡協議会(CCM)」と、製作者団体からなる「マルチメディア製作者連絡協議会(CMP)」の両団体と文化庁と共同で進められた。
- 【1999（平成11）年度～2001（平成13）年度】「デジタル時代の著作権協議会(CCD)」設立、「CCD J-CIS研究会」設置、文化庁と共同で研究
CCMとCMPが統合し、著作権保護団体が加盟する「デジタル時代の著作権協議会(CCD)」が1999（平成11）年4月設立。CCDにJ-CIS研究会を設置し、文化庁の実証研究に合わせてシステムの技術的動作性、利用者の利便性などを分析・検証を行った。

【著作権情報のデータベース化及び情報提供の在り方に関する調査研究】

1995（平成7）年度	利用者のニーズ調査や権利者団体のデータベースの現状の調査
1996（平成8）年度	利用者のニーズが高かった美術・写真・グラフィックデザイン分野のモデル・データベース（CD-ROM）を作成
1997（平成9）年度	各団体のデータベースの構築のための著作権情報の収集・入力の手法についての調査研究
1998（平成10）年度	ネットワーク上において各分野の著作物の著作権権利情報を一つの窓口で検索して提供する「モデル総合検索システム」の仕様の作成のための調査研究

【「モデル総合検索システム」の開発事業】

1999（平成11）年度	科学技術庁と連携してJ-CISの本格稼働に向けた「モデル総合検索システム」の開発、各権利団体が管理する権利情報データベースと実験的に専用インターフェースによる接続
2000（平成12）年度	モデル総合検索システムの開発、データベースを持たない権利者団体や個人著作権者など、情報提供側の様々な形態に対応するため、J-CIS内に専用データベースを設ける
2001（平成13）年度	モデル総合検索システムの開発及び実証実験

J-CIS構想に係る取組の成果

- 文化庁によるJ-CISのシステム研究開発事業において、モデル総合検索システムの実証実験を行った結果、今後の課題を若干残したものの、本格導入に耐えられる総合検索システムが構築された。
- 文化庁によるJ-CISのシステム研究開発事業は、当初の計画どおり、2001（平成13）年度の実証実験をもって終了し、その後は、民間において開発したシステムを実用環境に対応したシステムに整備し、利用されることが期待されていた。
- こうした中、2002（平成14）年、権利情報を提供できるシステムを管理・運営している団体（日本音楽著作権協会（JASRAC）、日本レコード協会（RIAJ）、日本芸能実演家団体協議会（芸団協））で構成される「**J-CIS運営協議会**」が設立され、J-CISが本格的に運用される環境が整備された。それ以降、写真、美術等あらゆる分野の権利者団体がデータベースを整備し、J-CISのシステムを活用し、著作物の円滑な流通が促進されることが期待されていた。
- 他方、J-CIS構想を受け、音楽分野においては、JASRAC、RIAJ、芸団協の3者により、音楽分野における情報を整理・統合してインターネット上で提供する構想をまとめシステム開発を進めることとし、1999（平成11）年1月に「**ミュージック・ジェイシス協議会／Music・J-CIS**」（略称**MINC**=Music Information on Neighboring-rights & Copyright)を設立。MINCは、インターネット上に音楽情報の総合ポータルサイト「Music Forest（音楽の森）」を開設し、音楽作品の著作権の所在、実演家の情報、録音物製品やレコード会社に関する情報を提供。3者による運営費の負担、保守運用体制の提供により、音楽の分野においてJ-CIS構想を当時実現可能な範囲で具体化した。

J-CIS構想に係る取組の課題

- 「J-CIS運営協議会」は、その後、新規参加団体はなく、J-CISホームページは立ち上がったものの、「モデル総合検索システム」で構築した著作権情報検索システムが提供されることはなかった。代わりに、「Music Forest」へリンクし、音楽関連の権利情報を提供しているのみであった。
- やがて、J-CISサイトは閉鎖。J-CIS運営協議会も解散し、J-CIS構想の実現にはならなかった。
- 参加団体の少なさを一因として、データベースを持たない管理事業者も多かった。
- また、J-CISホームページ立ち上げ後の運営費、運用経費負担主体の問題、システムの保守・運用体制などの課題が解決できなかった。

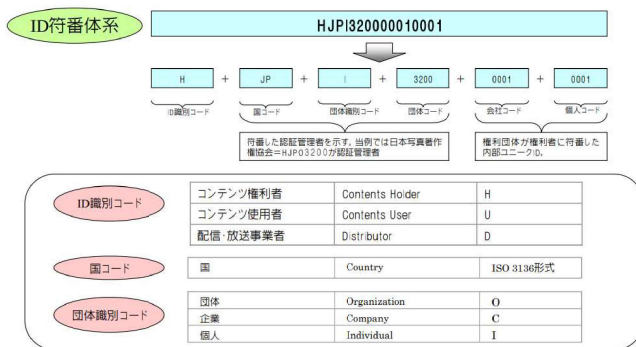
CCD著作権ビジネス研究会（CCD-IDモデルの検討）

● 2004(平成16)年4月14日「著作権等の権利関連団体における情報管理のあり方」報告書

デジタルネットワークにおけるコンテンツ流通の促進に資するため、CCD著作権ビジネス研究会において、権利情報等の構築、共有化についての検討を実施。権利者等の立場から提言を行った。多様なコンテンツが多様な流通形態で流通しており、コンテンツ一つをとっても、幅広い分野の多様な権利者が関わっている中において、許諾を取るためにどこに連絡したらよいか分からない、権利処理のための労力が膨大、という課題があった。これに対し、コンテンツ情報、権利情報の特定の容易化のためには、各団体・事業者が管理するメタデータがきちんと管理されデータベース化されるとともに、そのメタデータ間の紐付けが必要であり、その工夫として、共通化されたIDを付与することが有用とされた。IDには、権利者IDとコンテンツIDのいずれも共通化のニーズはあるが、権利者情報管理でID利用が進んでいる団体が多いことなどから、権利者IDについて共通化の検討が進められた。団体や事業者は権利者情報管理において、既にIDを利用しており、新たにIDを導入することはシステム改造や管理体制の変更など困難が大きいことから、権利者IDの共通化の実現にあたっては、各権利団体が付与している既存ID体系を最大限活用することとし、それに基づき、権利者IDを共有するためのID附番体系・ルール（CCD-IDモデル）が提案された。

< ID化に関する提言 >

- 各権利者およびコンテンツホルダー（制作者、製作者等、流通対象となるコンテンツを制作、製作、所有している事業者、または所有者から信託を受けている事業者）は、コンテンツ流通を促進するために、コンテンツおよび権利者情報のD B化（ID付与前提）が必要であること。
- IDの体系は標準化をするのではなく、各団体等の用いているものをそのまま使うこと。
- そのうえで、権利者、コンテンツホルダー、利用者等が情報を共有し、スムーズな流通ができるための工夫が必要であること。



- 権利者のIDを共有するためのコード体系・ルールを提案
- デジタルコンテンツの流通に関わる関係者を、権利者群とコンテンツ利用者群、配信事業者群（放送事業者を含む）に分類し、これらの関係者及び所属する団体、会社、個人を一意に特定できるIDを附番

出所：デジタル時代の著作権協議会（CCD）報告書（2022年3月）を基に編集

CCD著作権ビジネス研究会（CCD-IDモデルの検討）（続き）

● 2005(平成17)年4月13日「コンテンツ流通の促進に必要な権利情報の共有に向けた環境整備のあり方」報告書

前年度（2003（平成15））の提言について、権利処理やコンテンツ取引の現場の視点での具体的な検討を行った。取組の成果として、昨年度提言の方向性が正しくかつ現実的であることが確認できた。また、CCDでの検討を受けて、権利情報の共有を実現するための幅広い取り組みが進んだ。たとえば、写真や美術等の分野においてCCD-IDモデルにもどづく権利者団体IDの付与が進められたほか、権利団体・事業者によるDB化・公開が進んだ。検討を踏まえ得られた結論としては、

- ・ コンテンツ流通の場が必要となる情報には権利者情報とコンテンツ情報があるが、団体・業界により、取り扱う情報や必要とされるIDが異なることが明らかとなった。このため、情報共有やIDの共通化においては、団体ごとの属性やニーズを踏まえた導入が必要となること。
- ・ 権利者情報やコンテンツ情報は、コンテンツ流通に関わる団体や組織が権利処理や流通、実績報告等の業務の中で整備し、やり取りをしているという実態がある。このため、当事者が主体的に情報整備を進めることが権利情報共有の推進には不可欠であり、取組をさらに幅広く展開していくことが求められる。
- ・ 権利情報の整備と合わせ、共有化された権利情報を実際に活用していく場面を増やし、実業務で不可欠な存在としていくための取組が必要とされた。

● 2013(平成25)年3月31日「各団体におけるデジタルコンテンツ流通に関する情報管理の実態調査」報告書

策定されたCCD-IDについて活用を推進してきたが、利用はまだ少なく、更なる普及を図る必要があることから、各団体におけるデジタルコンテンツ流通に関する情報管理の実態について調査し、様々なカテゴリーにおける権利情報や権利者情報の管理実態の進捗をあきらかにするとともに、CCD-IDを導入する上での課題等について調査を行った。調査を踏まえたまとめとして、

- ・ 権利者側では、コンテンツ利用に伴う権利処理を容易にするため、組織整備や情報の一元管理、集中窓口の設置に取り組んでいる（一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）、一般社団法人著作権情報集中処理機構（CDC）、公益社団法人日本複製権センター（JRRC））。
 - ・ コンテンツホルダ側（制作者、製作者等、流通対象となるコンテンツを制作、製作、所有している事業者、または所有者から信託を受けている事業者）では、権利団体と比較して情報管理体制の整備、活用が遅れている。このため、今後はコンテンツホルダ側での情報管理を推進するとともに、共通IDを用いて権利者との情報共有を図ることにより、情報管理の高度化を進めていくことが望ましい。
- とされた。なお、CCD-IDの活用事例として、デジタルカメラでのCCD-IDの自動埋め込み機能や新たなコンテンツ・広告活用におけるCCD-IDの活用といった事例も見られた。

出所：デジタル時代の著作権協議会（CCD）報告書（2022年3月）を基に編集

CCD-IDモデルの普及への課題

コンテンツ情報、権利情報の特定の容易化のためには、各団体・事業者が管理するメタデータがきちんと管理されデータベース化されるとともに、そのメタデータ間の紐付けが必要であり、共通化されたIDを付与することが有用であるとして、CCD-IDモデルが提案されたが、

- ・ コンテンツ流通の場が必要となる情報には権利者情報とコンテンツ情報があるが、団体・業界により、取り扱う情報や必要とされるIDが異なる
 - ・ 情報共有やIDの共通化においては、団体ごとの属性やニーズを踏まえた導入が必要となる
 - ・ 権利者情報やコンテンツ情報は、コンテンツ流通に関わる団体や組織が権利処理や流通、実績報告等の業務の中で整備し、やり取りをしているという実態があるため、当事者が主体的に情報整備を進めることが権利情報共有の推進には不可欠
- などから、取組は幅広く展開されなかった。

その他の民間の取組（一例）

- ・ 2003（平成15）年 APGデータベース開設（現在は再構築中となっており、代わりに作品検索としてJPCA-Graphicaが紹介されている）
 ※日本美術著作権機構（APG-Japan）は、マルチメディア時代の到来に備えて、美術・写真・グラフィックアートの著作権を擁護し、その円滑な利用を促進するため、1995年設立。現在は一般社団法人日本美術家連盟、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本美術著作権連合の3団体により運営。（出所：APG-Japanのウェブサイトを基に編集）
- ・ 2007（平成19）年 コンテンツ・ポータルサイト運営協議会がコンテンツ・ポータルサイト「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」開設（現在は公開されていない）
 ※コンテンツ・ポータルサイトは、日本経団連のエンターテインメント・コンテンツ産業部会を中心に検討が重ねられてきたもので、日本で創造された映画やテレビ番組、アニメーション、ゲーム、音楽、書籍、写真などの優良なコンテンツに関する基本情報が検索できる情報サイト。（出所：日本経団連タイムズ No.2826（2006年8月24日）及び平成19年7月9日著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第5回）を基に編集）
- ・ 2009（平成21）年 一般社団法人著作権情報集中処理機構（CDC）設立。2010（平成22）年、Fluzoシステム開設
 ※CDCは、コンテンツ配信の円滑な権利処理を実現するために、音楽配信事業者と著作権管理事業者が連携して設立した第三者機関。Fluzoとは、コンテンツ配信事業における著作権処理の効率化と正確性向上を実現するシステム。（出所：CDCのウェブサイトを基に編集）
- ・ 2009（平成21）年 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）設立。ARMsシステム開設
 ※aRmaは、映像コンテンツの二次利用に係る円滑な権利処理を実現するための団体として、一般社団法人日本音楽事業者協会、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、一般社団法人日本音楽制作者連盟が共同で設立。2011年7月には、一般社団法人映像実演権利者合同機構、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNが社員として入会（出所：aRmaのウェブサイトを基に編集）
- ・ 2009（平成21）年 著作権問題を考える創作者団体協議会（創団協）が権利者情報データベースのポータルサイトを開設（現在は公開されていない）
 ※創団協は、2006年7月に著作権問題全般について連携・協力して検討、活動していくことを目的として設立（17団体）。（現在は解散）
 （出所：平成19年9月3日著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第7回） 参考資料3を基に編集）

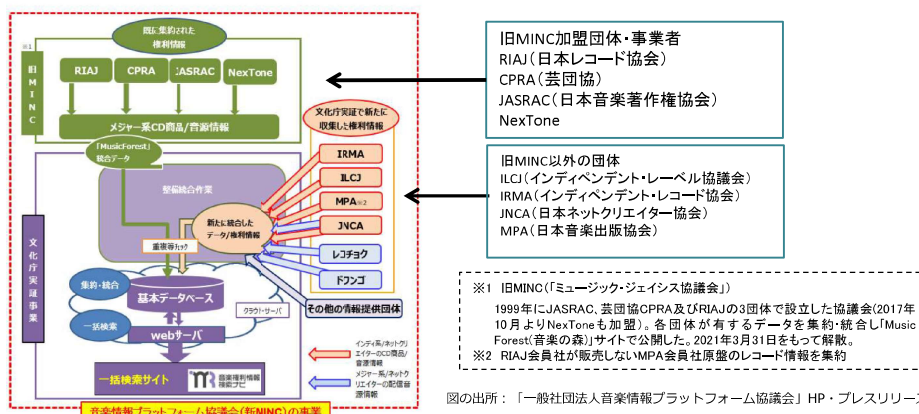
音楽分野の権利情報集約化

2015（平成27）年度に行った文化庁「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究」において、（旧）MINC構成団体以外の著作権等管理事業者が管理する作品のデータやインディーズ・レーベルの商品及び権利情報、無所属の創作者の権利情報など「散在する権利情報」の集約化などの課題が示された。

2017（平成29）～2019（令和元）年度に行った文化庁「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」では、音楽分野において散在する権利情報の集約化および権利情報を一括検索できるシステムの構築に向けた検討及び実証事業がなされた。実証事業では、散在する権利情報のうち、著作権や著作隣接権を管理する団体が保有する権利情報を中心にデータベースに統合し、放送事業者や個人クリエイターなど音楽の利用者などが、各団体に散在する権利情報を一括して確認することを可能にする検索システムを構築した。

本データベースと検索システムは、令和3年4月1日に設立された一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（Music Information Platform Consortium）が受け継ぎ、「音楽権利情報検索ナビ」という名称で公開しつつ、権利情報の拡充に引き続き取り組んでいる。

出所：平成29～令和元年度文化庁「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」報告書を基に編集



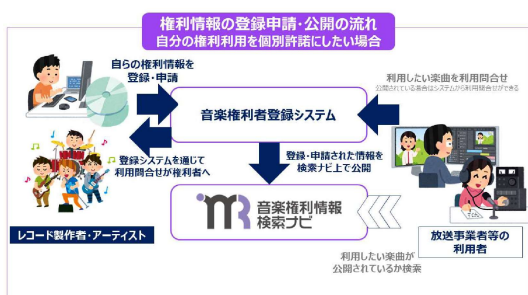
図の出所：「一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会」HP・プレスリリース（2021年4月1日）から一部抜粋・加工

音楽分野の個人クリエイター等の権利情報登録システム

実証事業の後続事業として、今後、著作権や著作隣接権を管理する団体に権利管理を委託しない権利者（いわゆる非委任者、以下「ノンメンバー」という。）の増加が予想されることから、データベースには、著作権や著作隣接権を管理する団体が保有する権利情報に加えて、ノンメンバーの権利情報集約化が一層求められるが、ノンメンバーに関する権利情報はノンメンバー自身による申告なしに権利情報を把握することは難しいことから、2020（令和2）年度「個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究」において、ノンメンバーが自ら権利情報を登録する仕組みの可能性を検討するための調査研究を行った。

そのような中、2021（令和3）年6月2日に公布された著作権法の一部を改正する法律（令和3年法第52号）により、2022（令和4）年1月1日より、放送事業者等は、集中管理等が行われていない商業用レコード及びレコード実演を同時配信等において権利者の許諾なく利用できることとなった。ここで言う「集中管理等」には、一括検索サイト「音楽権利情報検索ナビ」での関連情報の公開も含まれている。

このことから、2021（令和3）年度文化庁調査研究「個人クリエイターの権利情報登録窓口の構築及び権利情報データベースとSNSサイト等との連携に関する調査研究」では、これまでの検討や取組、法改正等を踏まえて、個人クリエイター等ノンメンバーが自らの権利情報を登録できる「音楽権利情報登録システム」を構築し、「音楽権利情報検索ナビ」を活用して、検索や利用問合せができる仕組みをつくった。また、同調査研究においては、当該権利情報登録・収集の促進を目的としたSNSサイト等との連携に係る調査を行い、散在する権利情報を更に集約する仕組みについて検討した。



音楽権利情報登録システム：<https://regist.music-rights.jp/>

- 「音楽権利情報検索ナビ」を活用し、個人クリエイター等が自らの権利情報を登録できる
- 令和3年改正著作権法（レコード・レコード実演の放送同時配信等に係る権利処理円滑化）に対応
- 利用者が楽曲の検索や利用問合せができる

今後の検討課題

- 民間による自走化
- 現在検討されている「簡素で一元的な権利処理方針」の在り方との関係

出所：令和2年度文化庁「個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究」報告書
令和3年度文化庁「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築及び権利情報データベースとSNSサイト等との連携に関する調査研究」報告書を基に編集